

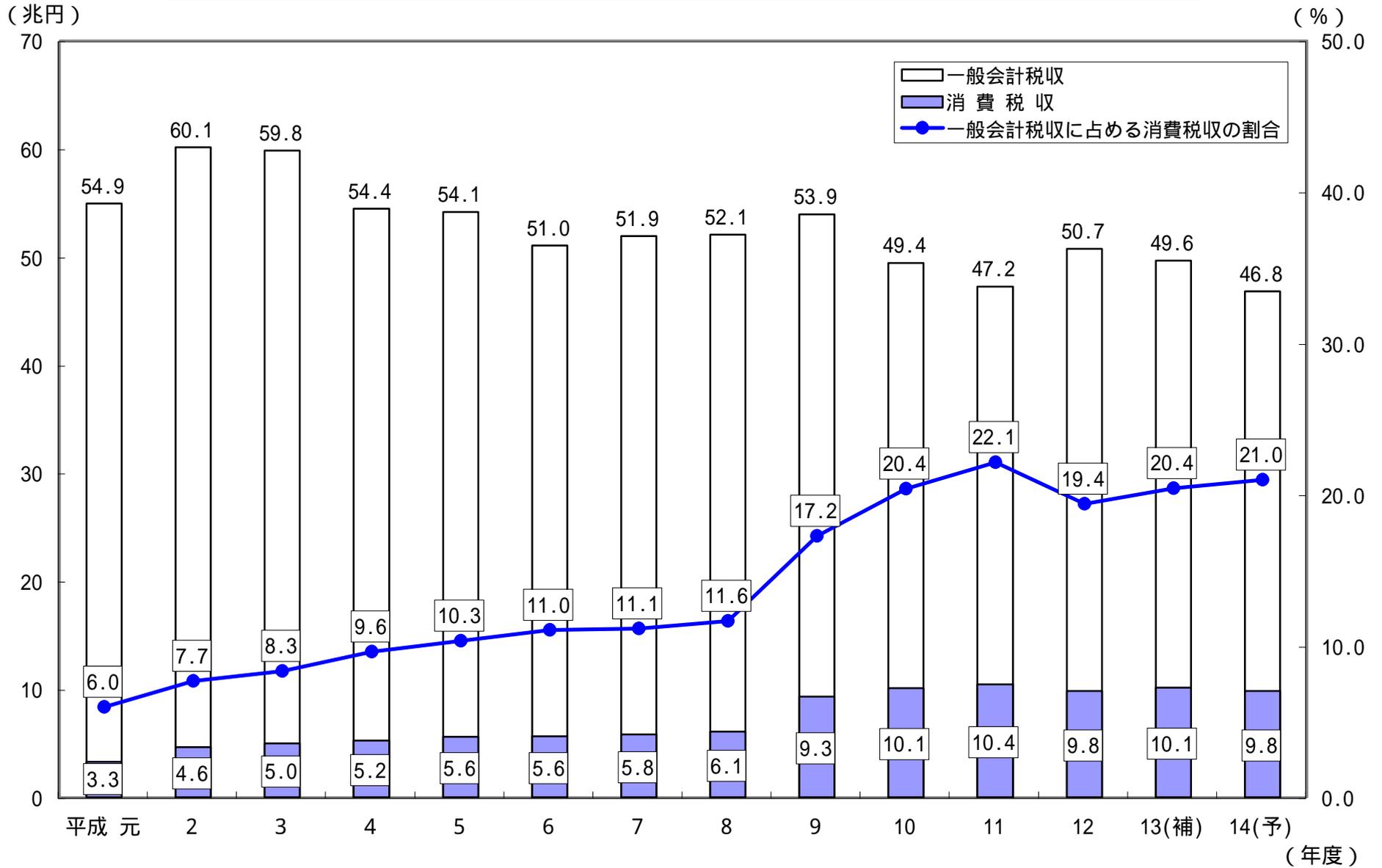
国税関係資料② (消費税関係)

目

次

・ 一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移	1
・ 付加価値税率（標準税率）の国際比較	2
・ 消費税制度改正の歩み	3
・ 事業者数及び課税売上高の推移（試算）〔消費税〕	4
・ 簡易課税制度の適用状況の推移〔消費税〕	5
・ 消費税の申告納付制度	6
・ 主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況	7

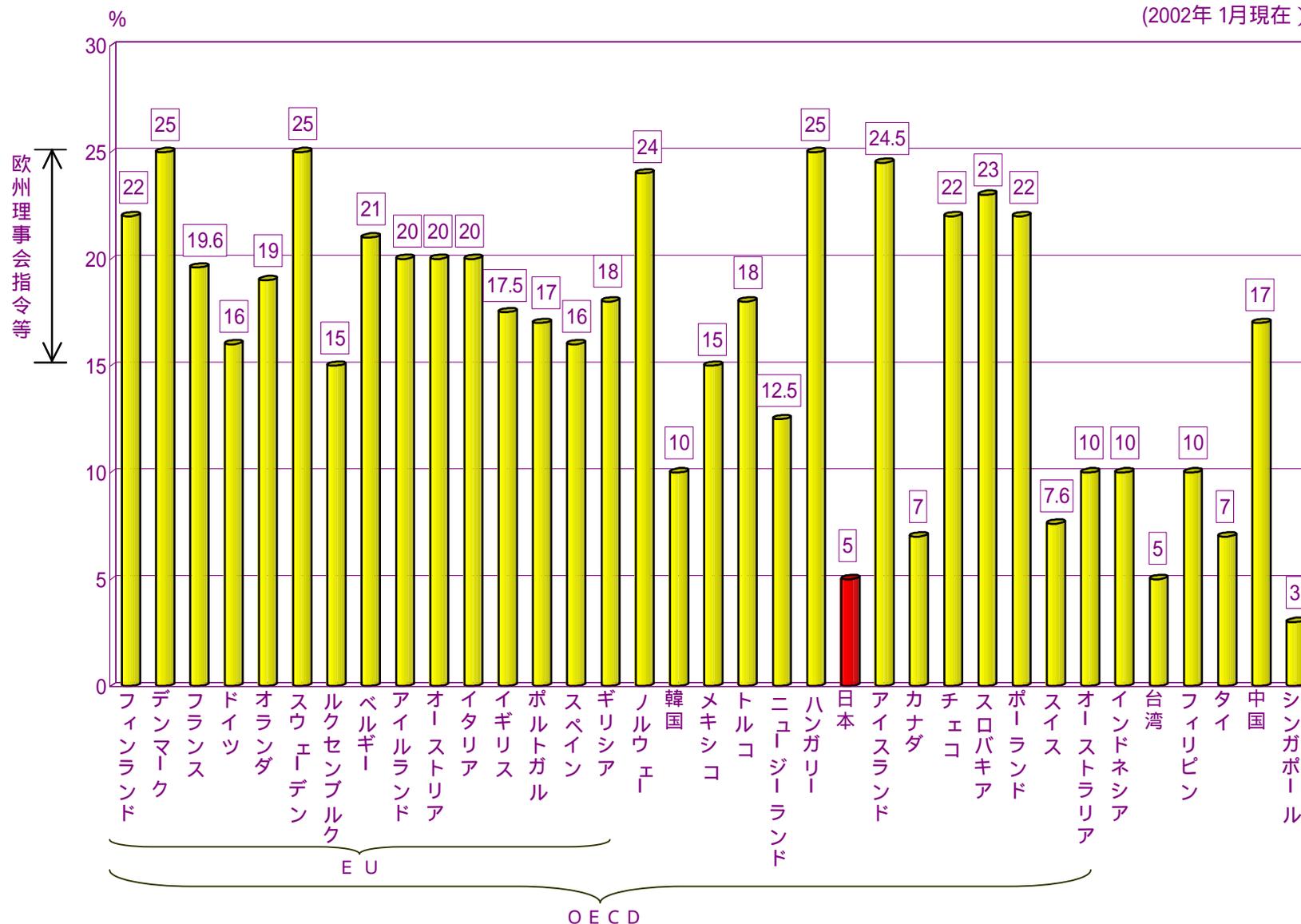
一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移



(注) 一般会計税収及び消費税収については、12年度までは決算額、13年度は補正後予算額、14年度は予算額による。

付加価値税率(標準税率)の国際比較

(2002年 1月現在)



- (備考) 1. 日本の消費税率 5%のうち 1%は地方消費税(地方税)である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。(例:オンタリオ州8%)
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.25%)
 4. 欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

消費 税 制 度 改 正 の 歩 み

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行								
税 率：3%		→ 4% (消費税率換算1%相当の地方消費税を合わせると5%)								
免税点制度 適用上限3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用 設立当初の2年間に限る。								
簡易課税制度 適用上限 5億円 みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 4億円 → 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 2億円 → 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)								
限界控除制度 適用上限6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止								
仕入税額控除：帳簿方式		→ 請求書等保存方式								
申告納付 中間申告と確定申告の年2回 (中間申告の基準年税額 60万円超)	→ 中間申告回数を年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) 中間申告の基準年税額 <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">60万円超 500万円以下</td> <td style="padding: 0 5px;">年1回</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">500万円超</td> <td style="padding: 0 5px;">年3回</td> </tr> </table>	60万円超 500万円以下	年1回	500万円超	年3回	→ 中間申告の基準年税額の引下げ <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下</td> <td style="padding: 0 5px;">年1回</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">400万円超</td> <td style="padding: 0 5px;">年3回</td> </tr> </table>	中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下	年1回	400万円超	年3回
60万円超 500万円以下	年1回									
500万円超	年3回									
中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下	年1回									
400万円超	年3回									

事業者数及び課税売上高の推移（試算）
[消費 税]

（単位：万者、兆円、[%]）

	平成元年	3年	8年	10年	12年
A 事業者数	595	608	611	609	593
B 課税事業者数	193	225	233	234	226
C 免税事業者数 [C/A]	402 [67.6]	383 [63.0]	378 [61.8]	375 [61.6]	368 [62.0]
D 課税売上高	1,169	1,446	1,480	1,342	1,345
E 課税事業者	1,130	1,408	1,445	1,311	1,311
F 免税事業者 [F/D]	38 [3.3]	38 [2.6]	35 [2.4]	32 [2.3]	34 [2.5]

- （注）1. 「事業所・企業統計調査」（総務省）及び国税庁の課税実績等を基にした推計である。
2. 免税事業者には、個人農業は含まれていない。
3. 12年の課税事業者数は、申告件数ベースの計数である。
4. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

簡易課税制度の適用状況の推移 [消費 税]

(単位：万者、[%])

	平成元年	3年	8年	10年	12年
A 課税事業者数	193	225	233	240	226
B 一般申告者	62	74	101	124	119
C 簡易申告者 [C/A]	131 [67.7]	151 [67.1]	133 [56.9]	116 [48.2]	106 [47.1]
(参考) 簡易適用 課税売上高割合	[11.7]	[12.7]	[9.1]	[5.9]	[5.5]

(注) 1. 国税庁の課税実績から特別集計したものである。

2. 10年及び12年の課税事業者数は、申告件数ベースの計数である。

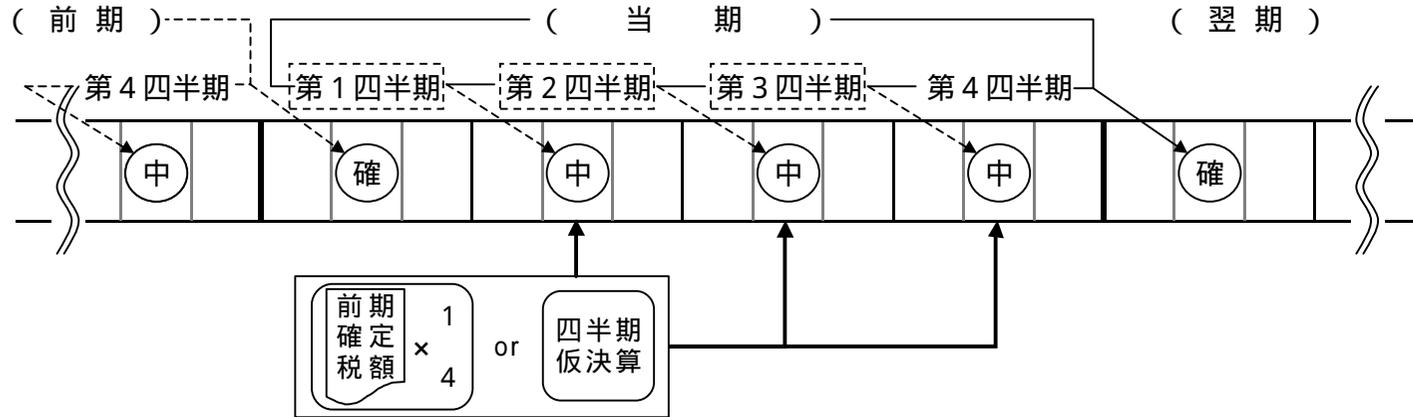
3. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

消費税の申告納付制度

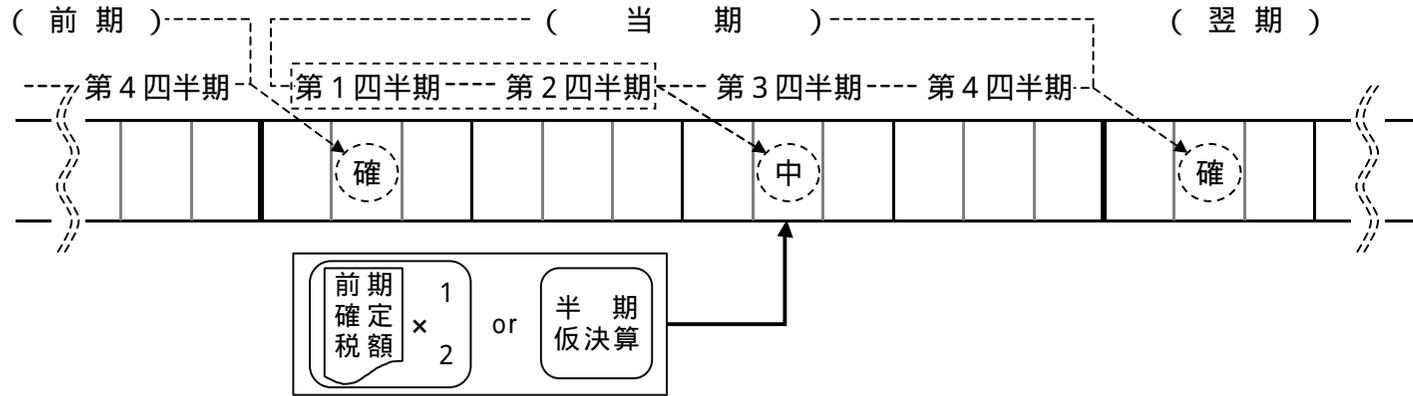
前課税期間
の年税額

確定申告書
400万円超
(500)

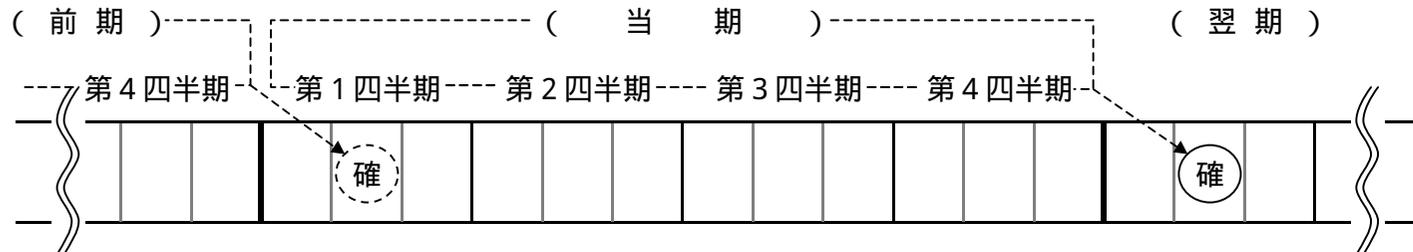
() 書きは、
地方消費税を含む。



確定申告書
400万円以下
(500)
48万円超
(60)



確定申告書
48万円以下
(60)



主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況

(2002年1月現在)

1. 付加価値税を実施しているフランス、ドイツ、イギリスにおける価格表示の方法はいずれの国でも、最終消費者に対してはほとんどが「税込み」価格表示、一方、事業者間取引では「税抜き」価格表示が通例。
2. 価格表示の方法については、付加価値税法を含め「税法」上の規制はない。また、税務当局においても価格表示の方法に関する指導等を行っていない。
3. ただ、下記の消費者保護の観点から行われる価格表示に関する法令上の規制の中に、消費者が購入決定後に表示価格を超える負担を求められることのないよう、消費者に対する価格表示は付加価値税込みとしなければならない旨の定めがある（下掲）。なおEC指令においても、消費者保護の見地から、小売価格の表示は税込みの最終価格とするよう、メンバー国に求めている（注）。
この場合、価格に含まれる税額相当分を併せて示すことも可能である。

	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
(根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府に経済分野の諸措置を講じることを授権する法 ・ 価格及び競争の自由に関するオルドナンス（委任立法権限に基づく緊急政令） 	価格提示法	消費者保護法
価格表示に関する規制	価格についての消費者の情報に関する経済省令（経済財政産業省所管）	価格提示規則（経済省所管）	価格表示指導要綱（貿易産業省所管）

(注) 「消費者向け商品価格表示に関する消費者保護についての指令」